

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 令和 7 年 4 月 第 1 条 趣 旨 第 2 条 制度の概要 1 目的 2 制度の構成 (1) 普及制度 (2) 活用制度 活用制度は、評価の対象となる工事で登録技術を活用して得た効果を評価する「活用評価」、施工後の効果等を評価する「事後評価」から構成され、これらの評価結果をホームページ等で公表し、他の現場での活用や技術改良を促す制度である。 3 登録技術の種類と位置づけ (1) 一般技術 「普及制度」に新たに登録された技術を一般技術とする。 (2) ゴールド技術 一般技術のうち、新潟県が活用効果の評価が高く実績の多い新技術であると認められた技術をゴールド技術に認定（一般技術からゴールド技術に移行）する。 ゴールド技術に認定することにより、当該新技術の信頼性を高め、活用・普及をさらに促進することを目的としている。 (3) プラチナ技術 ゴールド技術のうち、県内の企業自らの努力により全国的な活用・普及を目指しており、新潟県が全国的な活用の定着を後押しするに値すると認められた技術をプラチナ技術に認定（ゴールド技術からプラチナ技術に移行）する。 プラチナ技術に認定することにより、「新潟県内の企業が開発した新技術の活用・普及を図る」という本制度の趣旨に沿い、その最終行程として全国での活用の定着を目指し、新技術を『広く普及した技術』へと昇華させることを目的としている。	「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領 令和 4 年 4 月 第 1 条 趣 旨 第 2 条 制度の概要 1 目的 2 制度の構成 (1) 普及制度 (2) 活用制度 活用制度は、評価の対象となる工事で活用して得た効果を評価する「活用評価」、施工後の効果等を評価する「事後評価」から構成され、これらの評価結果をホームページ等で公表し、他の現場での活用や技術改良を促す制度である。 3 登録技術の種類と位置づけ (1) 一般技術 一般技術は、「普及制度」に登録された技術である。 (2) ゴールド技術 ゴールド技術は、「普及制度」に登録された技術のうち、新潟県が活用効果の評価が高く実績の多い新技術であると認める技術である。 ゴールド技術に認定することにより、当該新技術の信頼性を高め、活用・普及をさらに促進することを目的としている。 (3) プラチナ技術 プラチナ技術は、ゴールド技術のうち、県内の企業自らの努力により全国的な活用・普及を目指しており、新潟県が全国的な活用の定着を後押しするに値すると認める技術である。 プラチナ技術に認定することにより、「新潟県内の企業が開発した新技術の活用・普及を図る」という本制度の趣旨に沿い、その最終行程として全国での活用の定着を目指し、新技術を『広く普及した技術』へと昇華させることを目的としている。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
(4) シニア技術 一般技術、ゴールド技術及びプラチナ技術のうち、登録期限を 経過した技術はシニア技術に移行する。 第3条 定義 第4条 普及制度 1 申請 2 登録審査 (1) 土木部長は、申請書類を受理したときは、別に定める新技術評価委員会に当該新技術の技術的審査及び「普及制度」への登録の可否の審査を付議するものとする。 ただし、国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に登録されている技術のうち別に定めるものは、技術的審査を省略することができるものとする。 3 登録内容の変更 (1) 申請者は、登録技術の情報に変更が生じた場合は、すみやかに土木部長にその内容を報告しなければならない。 (2) 土木部長は、前項の規定により申請者から報告を受けた内容に技術的事項の変更を含む場合は、その技術的事項の審査を新技術評価委員会に付議するものとする。 (3) 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された技術的事項の変更が妥当かどうか審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。 (4) 土木部長は、新技術評価委員会に付議した事項についてはその結果を踏まえて、それ以外の事項については申請者の報告をもって、登録技術の情報を変更するものとする。 4 登録及び公表 第5条 活用制度 1 登録技術の活用 2 活用調査 3 活用評価	(4) シニア技術 シニア技術は、一般技術の登録期限を経過した技術である。 第3条 定義 第4条 普及制度 1 申請 2 登録審査 (1) 土木部長は、申請書類を受理したときは、別に定める新技術評価委員会に当該新技術の技術的審査及び「普及制度」への登録の可否の審査を付議するものとする。 ただし、国土交通省の「新技術情報システム」の評価情報に登録されている技術のうち別に定めるものは、技術的審査を省略することができるものとする。 3 登録内容の変更 (1) 申請者は、「普及制度」に登録した情報等に変更が生じた場合は、すみやかに土木部長にその内容を報告しなければならない。 (2) 土木部長は、前項の規定により申請者から報告を受けた内容に技術的事項の変更を含む場合は、その技術的事項の審査を新技術評価委員会に付議するものとする。 (3) 新技術評価委員会は、前項の規定により付議された技術的事項の変更が妥当かどうか審査し、その結果を土木部長に報告するものとする。 (4) 土木部長は、新技術評価委員会に付議した事項についてはその結果を踏まえて、それ以外の事項については申請者の報告をもって、「普及制度」の登録情報等を変更するものとする。 4 登録及び公表 第5条 活用制度 1 登録技術の活用 2 活用調査 3 活用評価

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
4 追跡調査 5 事後評価 第6条 登録期限 登録技術の登録期限は次の各号に定めるとおりとする。 (1) 一般技術の登録期限は、「普及制度」に登録した日の翌年度の4月1日（以下、「登録基準日」という。）から起算して6年を経過した日までとする。ただし、活用評価を行った場合の登録期限は、登録基準日から起算して8年を経過した日までとする。 (2) ゴールド技術の登録期限は、登録基準日から起算して12年を経過した日までとする。 (3) プラチナ技術の登録期限は、登録基準日から起算して15年を経過した日までとする。ただし、登録期限満了年度に、別に定める期間に一定以上の活用があることを確認できた場合に限り、登録期限を3年延伸する。なお、再延伸は妨げないものとする。 (4) シニア技術の登録期限は、シニア技術に移行した翌年度の4月1日から起算して3年を経過した日までとする。ただし、登録期限満了年度に、別に定める期間に活用があることを確認できた場合に限り、登録期限を3年更新する。なお、再更新は妨げないものとする。 第7条 一般技術 1 一般技術を保有する申請者は、第6条(1)の登録期限までの間、「Made in 新潟 新技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 第8条 ゴールド技術 1 土木部長は、第2条3項(2)に規定する目的に沿ってゴールド技術を認定できるものとする。 2 ゴールド技術の認定要件は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 活用評価又は事後評価を計2回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。	4 追跡調査 5 事後評価 第6条 登録期限 「普及制度」の登録期限は次の各号に定めるとおりとする。 (1) 一般技術の登録期限は、「普及制度」に登録した日の翌年度の4月1日（以下、「登録基準日」という。）から起算して6年を経過した日までとする。 (2) 一般技術のうち、活用評価を行った登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して8年を経過した日までとする。 (3) ゴールド技術に認定した登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して12年を経過した日までとする。 (4) プラチナ技術に認定した登録技術の登録期限は、登録基準日から起算して15年を経過した日までとする。ただし、登録期限満了年度に、別に定める期間に一定以上の活用があることを確認できた場合に限り、登録期限を3年延伸する。なお、再延伸は妨げないものとする。 第7条 一般技術 1 一般技術を保有する申請者は、当該技術について、「普及制度」から登録を抹消するまで「Made in 新潟 新技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 第8条 ゴールド技術 1 土木部長は、第2条3項(2)に規定する目的に沿ってゴールド技術を認定できるものとする。 2 ゴールド技術の認定要件は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 活用評価又は事後評価を計2回以上行っており、それらの評価結果が良好であること。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
(2)「普及制度」登録後に当該技術を活用した工事件数が100件以上、又は当該技術の売上(税込)が5億円以上であること。 3 ゴールド技術を保有する申請者は、第6条(2)の登録期限までの間、「Made in 新潟 ゴールド技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 第9条 プラチナ技術 1 土木部長は、ゴールド技術の中から、第2条3項(3)に規定する目的に沿ってプラチナ技術を認定できるものとする。 2 土木部長は、ゴールド技術を保有する申請者からプラチナ技術の認定について申請を受けたときは、新技術評価委員会にプラチナ技術の選考を付議するものとする。 なお、プラチナ技術の認定についての申請は、同一技術につき2回までとする。 3 プラチナ技術の選考は毎年1回実施する。ただし、申請のある場合に限る。 4 プラチナ技術の選考基準は、次の各号によるものとする。 (1) 性能又は機能が特に優れており、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される。 (2) 国内全体の課題解決に貢献でき、全国的な需要が期待される。 5 プラチナ技術を保有する申請者は、第6条(3)の登録期限までの間、「Made in 新潟 プラチナ技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 6 土木部長は、プラチナ技術について、以下のとおり支援するものとする。 (1) 当該プラチナ技術の特性に応じた標準化支援(新潟県標準歩掛の整備、新潟県土木工事等基礎単価表への単価等の掲載及び標準図集の整備等)。 (2) プラチナ技術の県外への販路開拓支援。 第10条 シニア技術 1 第6条(1)から(3)までの各号に定める登録期限を経過した技術は、申請者の意向があれば、シニア技術に移行することができる。	(2)「普及制度」登録後に当該技術を活用した工事件数が100件以上、又は当該技術の売上(税込)が5億円以上であること。 3 ゴールド技術を保有する申請者は、当該技術について、「普及制度」から登録を抹消するまで「Made in 新潟 ゴールド技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 第9条 プラチナ技術 1 土木部長は、ゴールド技術の中から、第2条3項(3)に規定する目的に沿ってプラチナ技術を認定できるものとする。 2 土木部長は、ゴールド技術を保有する申請者からプラチナ技術の認定について申請を受けたときは、新技術評価委員会にプラチナ技術の選考を付議するものとする。 なお、プラチナ技術の認定についての申請は、同一技術につき2回までとする。 3 プラチナ技術の選考は毎年1回実施する。ただし、申請のある場合に限る。 4 プラチナ技術の選考基準は、次の各号によるものとする。 (1) 性能又は機能が特に優れており、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される。 (2) 国内全体の課題解決に貢献でき、全国的な需要が期待される。 5 プラチナ技術を保有する申請者は、当該技術について、当制度から登録を抹消するまで「Made in 新潟 プラチナ技術」の名称及びロゴを使用できるものとする。 6 土木部長は、プラチナ技術について、以下のとおり支援するものとする。 (1) 当該プラチナ技術の特性に応じた標準化支援(新潟県標準歩掛の整備、新潟県土木工事等基礎単価表への単価等の掲載及び標準図集の整備等)。 (2) プラチナ技術の県外への販路開拓支援。 第10条 シニア技術 1 第6条(1)(2)の各号に定める登録期限を経過した技術は、申請者の意向があれば、シニア技術に移行することができる。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
2 シニア技術を保有する申請者は、第6条(4)の登録期限までの間、「Made in 新潟 シニア技術」の名称及びロゴマークを使用できる。 3 シニア技術に登録された技術は、ゴールド技術及びプラチナ技術の認定対象とならない。 4 シニア技術に登録された技術は、委員会の審査の対象とならない。 第11条 登録情報の抹消等 1 土木部長は、登録技術の登録期間が終了したときは、当該技術の登録情報を削除する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。 2 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で登録技術の情報の公開を中止することができる。 (1) 登録技術を活用した工事等で事故又は不具合等が生じた場合において、当該技術が原因であると認められたとき。 (2) 申請者が、正当な理由がなく活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき。 (3) 申請書類等の内容に虚偽、誇大表示もしくは他の技術の中傷表示が認められたとき。 (4) 登録技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき。 (5) 申請者がこの実施要領及び別に定める基準等に違反したとき。 (6) その他、土木部長が必要と認めたとき。 3 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該技術の「普及制度」への登録を抹消する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。 (1) 申請者が書面で登録の抹消を申し出たとき。 (2) 前項の(1)から(5)に該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、又は他への影響が重大であると土木部長が判断したとき。 (3) シニア技術に移行又は更新された日から3年間活用実績がないとき （平成31年4月1日から適用）。	2 シニア技術を保有する申請者は、当該技術について、「普及制度」から登録を抹消するまで「Made in 新潟 シニア技術」の名称及びロゴマークを使用できる。 3 シニア技術に登録された技術は、ゴールド技術及びプラチナ技術の認定対象とならない。 第11条 登録情報の抹消等 1 土木部長は、登録技術の「普及制度」の登録期間が終了したときは、当該技術の登録情報を削除する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。 2 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で「普及制度」に登録している当該技術の情報の公開を中止することができる。 (1) 登録技術を活用した工事等で事故又は不具合等が生じた場合において、当該技術が原因であると認められたとき。 (2) 申請者が、正当な理由がなく活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき。 (3) 申請書類等の内容に虚偽、誇大表示もしくは他の技術の中傷表示が認められたとき。 (4) 登録技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき。 (5) 申請者がこの実施要領及び別に定める基準等に違反したとき。 (6) その他、土木部長が必要と認めたとき。 3 土木部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該技術の「普及制度」への登録を抹消する。その場合、当該技術の申請者に書面をもってその旨を通知するものとする。 (1) 申請者が書面で登録の抹消を申し出たとき。 (2) 前項の(1)から(5)に該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である、又は他への影響が重大であると土木部長が判断したとき。 (3) シニア技術に移行又は更新された日から3年間活用実績がないとき（平成31年4月1日から適用）。

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」実施要領の改正点 新旧対照表 R7.4

新	旧
(4) 新潟県土木部技術管理課が申請書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から3ヶ月以内に、申請者から連絡先変更の申し出がないとき。 4 「普及制度」から登録を抹消した技術について、再度の登録申請は認めない。 第12条 責務 第13条 補則 附 則 1 この実施要領は平成18年2月22日から施行する。 2 平成18年8月2日に一部改正（制度改正） 3 平成19年3月20日に一部改正（制度改正）、平成19年4月1日施行 4 平成21年3月24日に一部改正（制度改正）、平成21年4月1日施行 5 平成23年3月25日に一部改正（制度改正）、平成23年4月1日施行 6 平成24年3月23日に改正（制度改正）、平成24年4月1日施行 7 平成26年3月20日に改正（制度改正）、平成26年4月1日施行 8 平成28年3月25日に改正（制度改正）、平成28年4月1日施行 9 平成31年3月4日に改正（制度改正）、平成31年4月1日施行 10 令和4年3月8日に改定（制度改定）、令和4年3月10日施行 11 令和7年3月31日に改正（制度改正）、令和7年4月1日施行	(4) 新潟県土木部技術管理課が申請書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から3ヶ月以内に、申請者から連絡先変更の申し出がないとき。 4 「普及制度」から登録を抹消した技術について、再度の登録申請は認めない。 第12条 責務 第13条 補則 附 則 1 この実施要領は平成18年2月22日から施行する。 2 平成18年8月2日に一部改正（制度改正） 3 平成19年3月20日に一部改正（制度改正）、平成19年4月1日施行 4 平成21年3月24日に一部改正（制度改正）、平成21年4月1日施行 5 平成23年3月25日に一部改正（制度改正）、平成23年4月1日施行 6 平成24年3月23日に改正（制度改正）、平成24年4月1日施行 7 平成26年3月20日に改正（制度改正）、平成26年4月1日施行 8 平成28年3月25日に改正（制度改正）、平成28年4月1日施行 9 平成31年3月4日に改正（制度改正）、平成31年4月1日施行 10 令和4年3月8日に改定（制度改定）、令和4年3月10日施行